

産前産後休業期間中の掛金免除事例集

令和3年10月

公立学校共済組合宮城支部
経理管理班 作成

目 次

- 1 出産前8週間・出産後8週間の産前産後休業(産前産後休暇)が承認されている場合
 - (1) 出産日が出産予定日と同日の場合(出産予定日＝出産日) 1
 - (2) 出産日が出産予定日よりも早まった場合(出産予定日＞出産日) 2
 - (3) 出産日が出産予定日よりも早まった場合(出産予定日＞出産日)の期末掛金の取扱い 3
 - (4) 出産日が出産予定日よりも遅れた場合(出産予定日＜出産日) 4

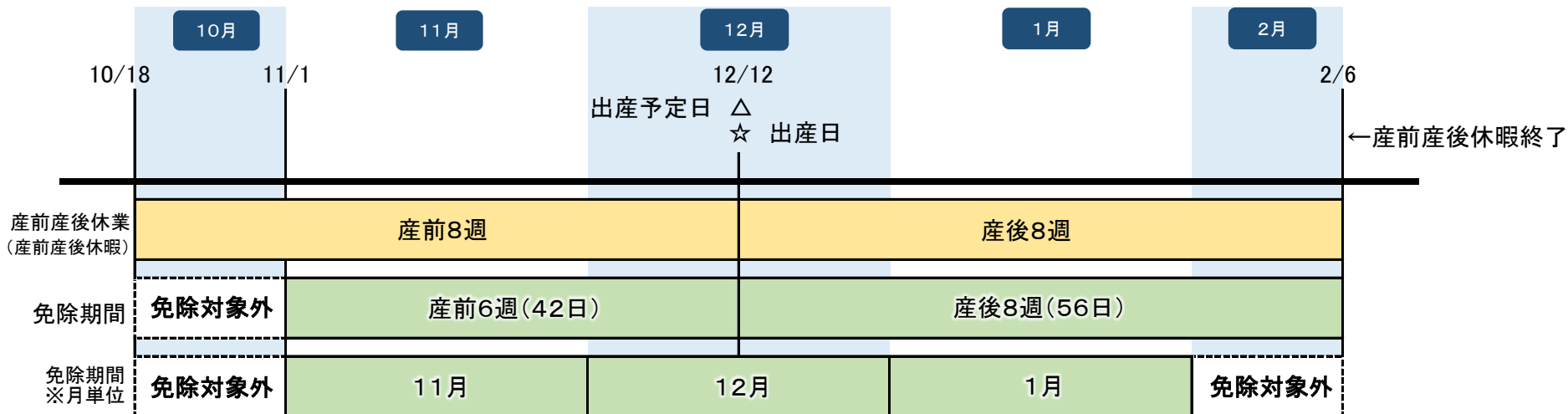
- 2 出産前14週間・出産後8週間の産前産後休業(産前産後休暇)が承認されている場合[多胎の場合]
 - (1) 出産日が出産予定日と同日の場合(出産予定日＝出産日) 5

- 3 出産後8週間の産後休業(産前産後休暇)が承認されている場合
 - (1) 出産予定日より大幅に出産日(流産・死産含む)が早まった場合(出産予定日＞出産日) 6

1. 出産前8週間・出産後8週間の産前産後休業(産前産後休暇)が承認されている場合

(1) 出産日が出産予定日と同日の場合(出産予定日=出産日)

【条件】	承認された産前産後休暇の開始日		当初申出時	出産後(変更)申出時	公立学校共済組合の掛金が免除になる期間	
			令和3年10月18日			
【結果】	当初	出産予定日		令和3年12月12日	令和3年12月12日	掛金が免除になる月
		産前産後休業の期間	初日	令和3年11月1日	令和3年11月1日	令和3年11月分
	終了日		令和4年2月6日	令和4年2月6日	～令和4年1月分	
【結果】	出産後	出産日		—	令和3年12月12日	掛金が免除になる月
		産前産後休業の期間	初日	—	令和3年11月1日	令和3年11月分
	終了日		—	令和4年2月6日	～令和4年1月分	
出産(予定)種別			(単胎)・多胎	(単胎)・多胎		



【解説】

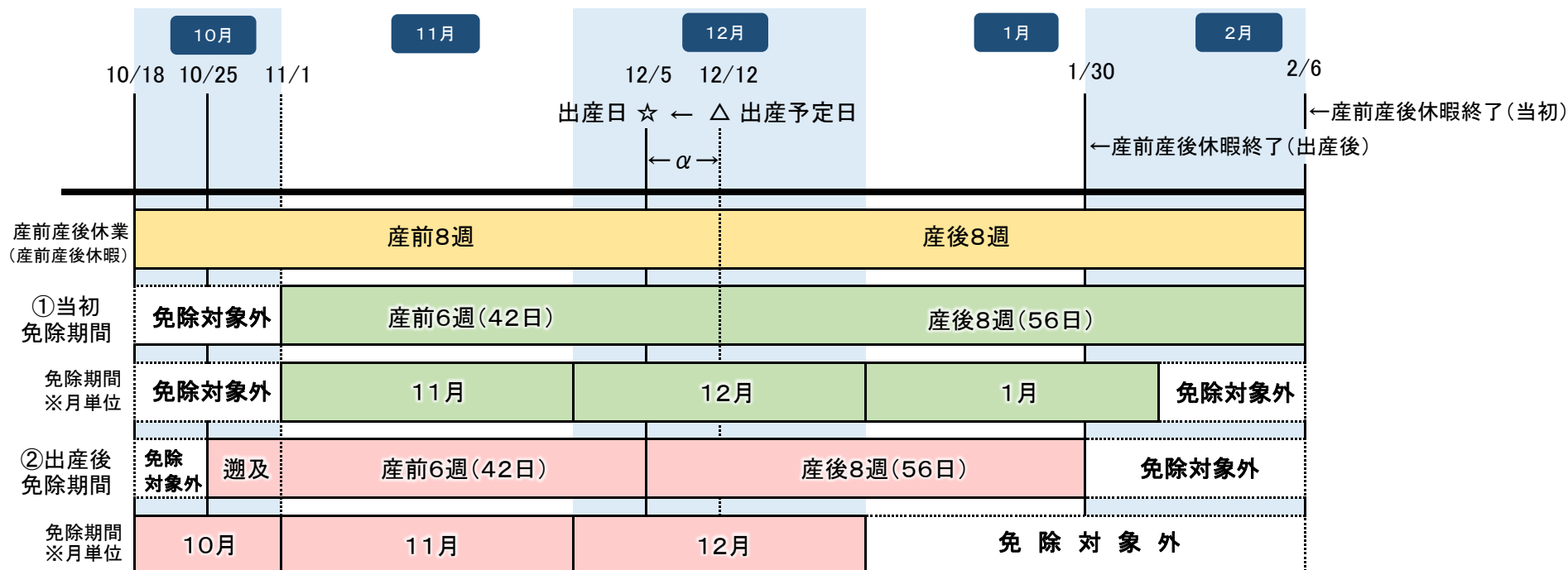
- ・ 令和3年10月18日～令和3年10月31日は、産前6週(42日)を越える期間となり、掛金免除対象期間ではありません。
- ・ 産後休業8週(56日)を終えた令和4年2月6日時点で、産前産後休業に係る掛金免除対象期間は終了します。
- ・ 産前産後休業終了後、育児休業を取得されたときは、月の末日が育児休業期間中であれば当該月は育児休業に係る掛金免除となります。

産前産後休業期間に係る掛金の免除期間は、出産の日(出産の日が予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合にあつては、98日)から出産の日後56日までの間において、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間です。産前産後休業を開始した日の属する月から終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金が免除になります。

1. 出産前8週間・出産後8週間の産前産後休業(産前産後休暇)が承認されている場合

(2) 出産日が出産予定日よりも早まった場合(出産予定日>出産日)

【条件】	承認された産前産後休暇の開始日		当初申出時	出産後(変更)申出時	公立学校共済組合の掛金が免除になる期間	
			令和3年10月18日			
【結果】	当初	出産予定日		令和3年12月12日	令和3年12月12日	掛金が免除になる月
		産前産後休業の期間	初日	令和3年11月1日	令和3年11月1日	令和3年11月分
	終了日		令和4年2月6日	令和4年2月6日	～令和4年1月分	
出産後	出産日		—	令和3年12月5日	掛金が免除になる月	
	産前産後休業の期間	初日	—	令和3年10月25日	令和3年10月分	
		終了日	—	令和4年1月30日	～令和3年12月分	
出産(予定)種別			(単胎)・多胎	(単胎)・多胎		



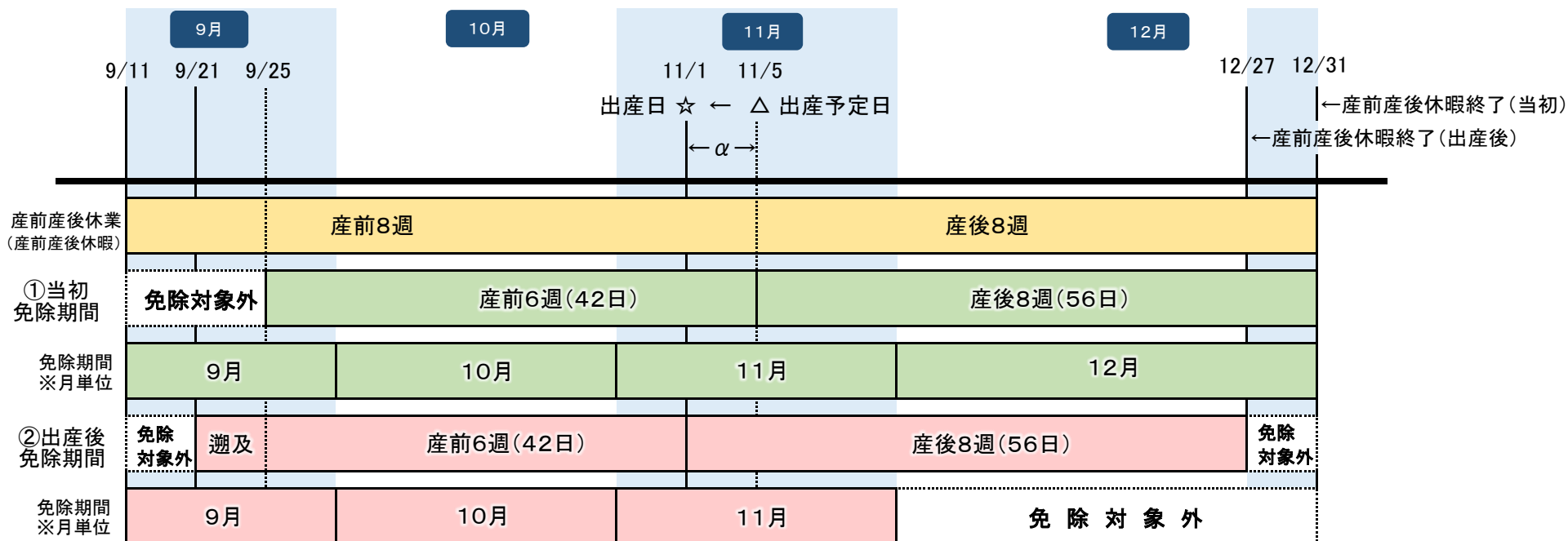
【解説】

- ・ 令和3年10月25日～令和3年10月31日は、当初は掛金免除対象期間外でしたが、出産日以前42日以内かつ勤務に服さない期間のため、遡及して掛金免除対象期間となります(※産前産後休業を取得していない期間については、免除の対象となりません。)
- ・ 令和4年1月31日～令和4年2月6日は、当初は掛金免除対象期間でしたが、出産日が早まったことにより掛金免除対象期間から外れます。

1. 出産前8週間・出産後8週間の産前産後休業(産前産後休暇)が承認されている場合

(3) 出産日が出産予定日よりも早まった場合(出産予定日>出産日)の期末掛金の取扱い

【条件】	承認された産前産後休暇の開始日		当初申出時	出産後(変更)申出時	公立学校共済組合掛金	
			令和3年9月11日			
【結果】	当初	出産予定日		令和3年11月5日	令和3年11月5日	期末手当等に係る掛金
		産前産後休業の期間	初日	令和3年9月25日	令和3年9月25日	免除
終了日	令和3年12月31日		令和3年12月31日			
出産後	出産日		—	令和3年11月1日	期末手当等に係る掛金	
	産前産後休業の期間	初日	—	令和3年9月21日	徴収	
終了日		—	令和3年12月27日			
出産(予定)種別			(単胎)・多胎	(単胎)・多胎		



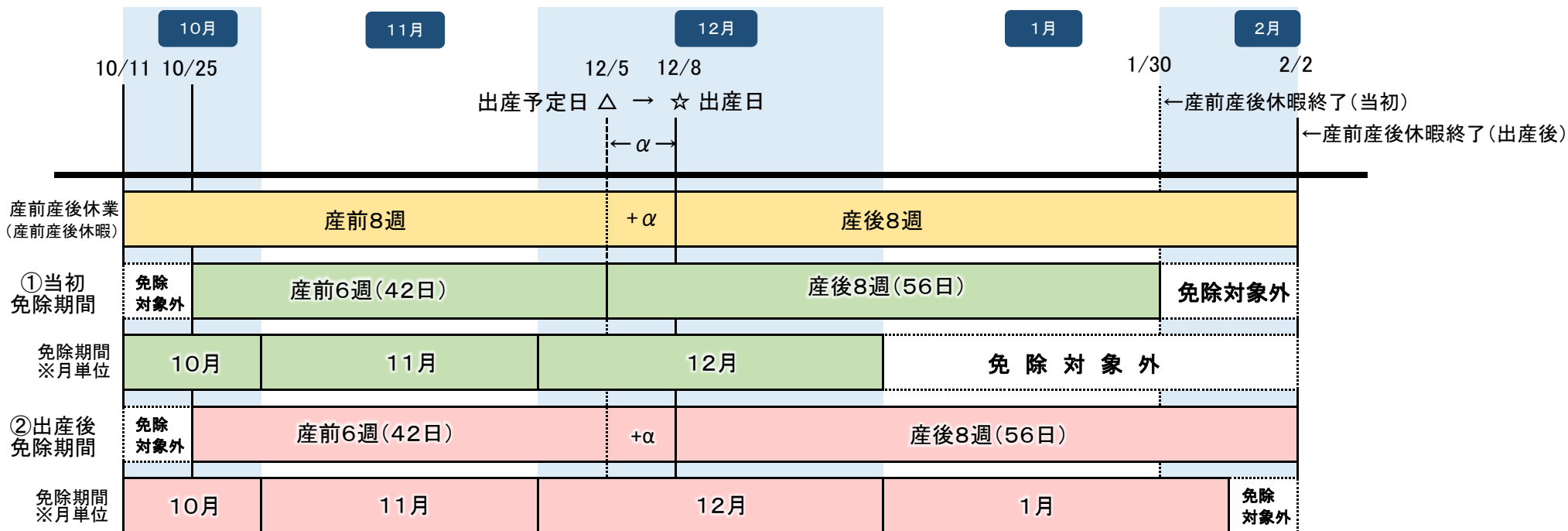
【解説】

- ・ 令和3年9月21日～令和3年9月24日は、当初掛金免除対象期間外でしたが、出産日より42日以内かつ勤務に服さない期間のため、遡及して掛金免除対象期間となります。
- ・ 令和3年12月28日～令和3年12月31日は、当初掛金免除対象期間でしたが、出産日が早まったことにより掛金免除対象期間から外れます。期末勤勉手当の支給月の末日である令和3年12月31日時点では、産前産後休業に係る掛金免除対象期間が終了しているため、掛金は徴収されます。ただし、産前産後休業終了後、育児休業を取得された際は、月の末日が育児休業期間中であれば、当該月は育児休業に係る掛金免除となります。

1. 出産前8週間・出産後8週間の産前産後休業(産前産後休暇)が承認されている場合

(4) 出産日が出産予定日より遅れた場合(出産予定日<出産日)

【条件】	承認された産前産後休暇の開始日		当初申出時	出産後(変更)申出時	公立学校共済組合の掛金が免除になる期間	
			令和3年10月11日			
【結果】	当初	出産予定日		令和3年12月5日	令和3年12月5日	掛金が免除になる月
		産前産後休業の期間	初日	令和3年10月25日	令和3年10月25日	令和3年10月分
	終了日		令和4年1月30日	令和4年1月30日	～令和3年12月分	
出産後	出産日		—	令和3年12月8日	掛金が免除になる月	
	産前産後休業の期間	初日	—	令和3年10月25日	令和3年10月分	
		終了日	—	令和4年2月2日	～令和4年1月分	
出産(予定)種別			(単胎)・多胎	(単胎)・多胎		



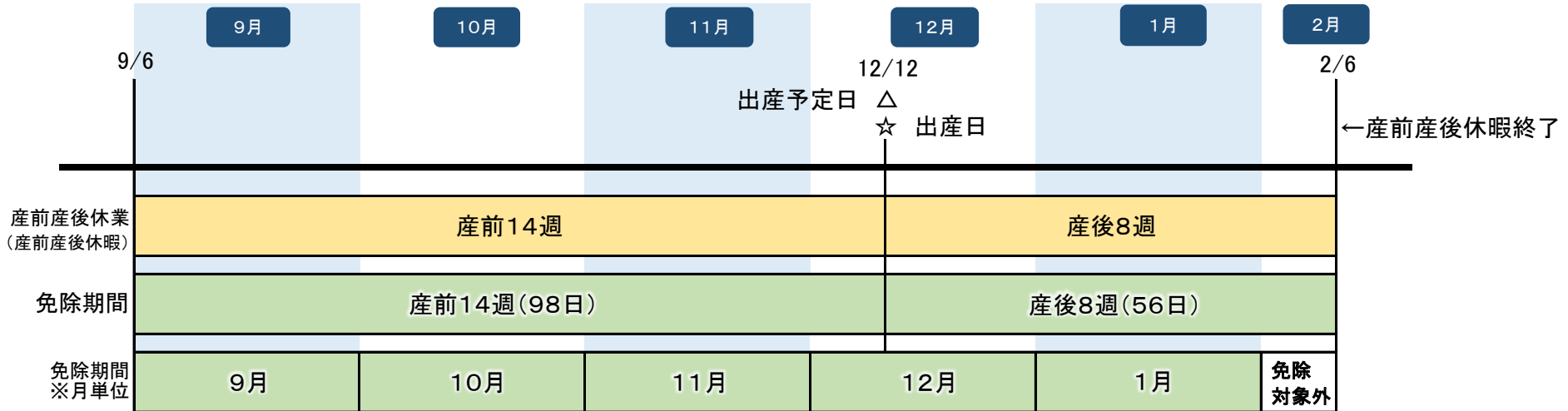
【解説】

- ・ 出産日が遅れた場合でも、出産予定日以前42日以内に勤務に服さない期間がある場合は、変わらず掛金免除対象期間になります。
- ・ 当初は、令和4年1月30日まで掛金免除対象期間でしたが、出産日が遅れたことにより産後8週(56日)後の令和4年2月2日まで掛金免除対象期間が延長となります。(掛金免除対象月 令和3年10月～令和3年12月 ⇒ 令和3年10月～令和4年1月)

2. 出産前14週間・出産後8週間の産前産後休業(産前産後休暇)が承認されている場合〔多胎の場合〕

(1) 出産日と出産予定日が同日の場合(出産予定日＝出産日)

【条件】	承認された産前産後休暇の開始日		当初申出時	出産後(変更)申出時	公立学校共済組合の掛金が免除になる期間	
			令和3年9月6日			
【結果】	当初	出産予定日		令和3年12月12日	令和3年12月12日	掛金が免除になる月
		産前産後休業の期間	初日	令和3年9月6日	令和3年9月6日	令和3年9月分
	終了日		令和4年2月6日	令和4年2月6日	～令和4年1月分	
出産後	出産日			—	令和3年12月12日	掛金が免除になる月
		産前産後休業の期間	初日	—	令和3年9月6日	令和3年9月分
	終了日		—	令和4年2月6日	～令和4年1月分	
出産(予定)種別			単胎 (多胎)	単胎 (多胎)		



【解説】

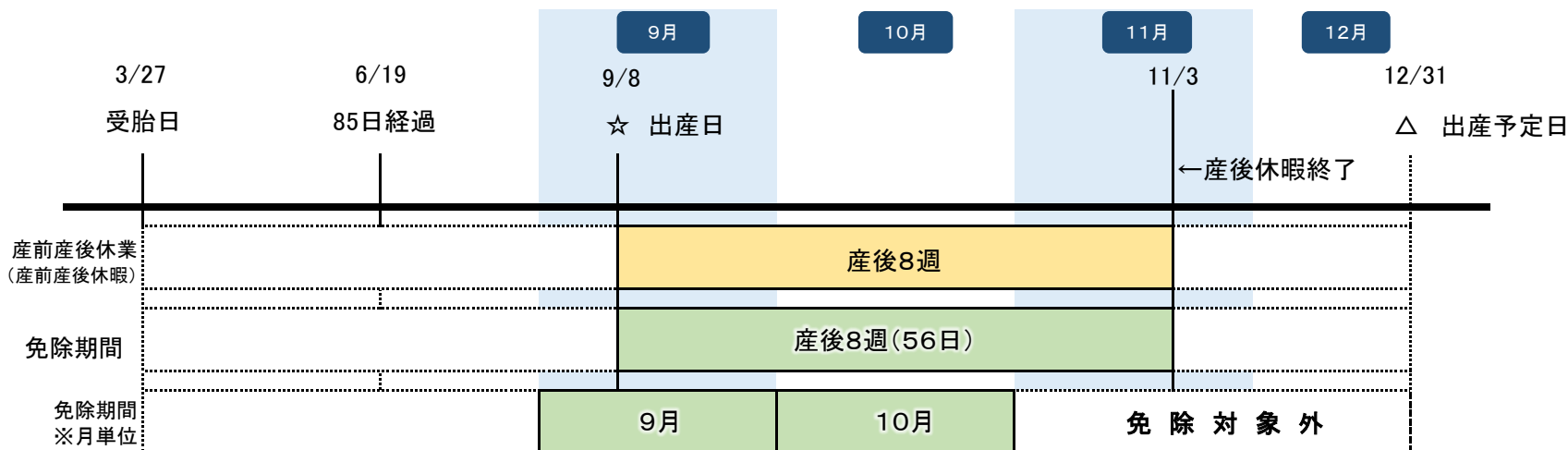
- ・ 多胎妊娠の場合は、産前14週(98日)・産後8週(56日)が掛金免除対象期間となります。
- ・ 上記期間内であっても勤務に服している場合は、掛金免除の対象期間とはなりません。
- ・ 出産日が出産予定日より早まった場合、又は遅れた場合の事例については、1(2)、(3)をご確認ください。

産前産後休業期間に係る掛金の免除期間は、出産の日(出産の日が予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合にあっては、98日)から出産の日後56日までの間において妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間です。産前産後休業を開始した日の属する月から終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金が免除になります。

3. 出産後8週間の産後休業(産前産後休暇)が承認されている場合

(1) 出産予定日より大幅に出産日(流産・死産含む)が早まった場合(出産予定日>出産日)

【結果】		当初申出時	出産後(変更)申出時	
当初	出産予定日	—	令和3年12月31日	公立学校共済組合の掛金が免除になる期間
	産前産後休業の期間	初日 — 終了日	令和 年 月 日 — 令和 年 月 日	
出産後	出産日	—	令和3年9月8日	掛金が免除になる月
	産前産後休業の期間	初日 — 終了日	令和3年9月9日 — 令和3年11月3日	令和3年9月分 ～令和3年10月分
出産(予定)種別		単胎・多胎	(<u>単胎</u>)・多胎	



【解説】

- ・ 労働基準法における出産とは、妊娠4か月(85日)以上の分娩とされており、流産・死産も含まれます。
- ・ 産前休業前に出産(流産・死産含む)した場合も産後休業が付与されることから、産後8週(56日)の期間が掛金免除の対象となります。
- ・ 年次有給休暇中は掛金免除対象期間とはなりません。出産日が年次有給休暇の場合、翌日の令和2年9月9日が掛金免除対象期間の始期となります。
- ・ 出産予定日よりも出産日が大幅に早まった場合、当初の掛金免除の申出を行っていない場合があります。その場合は当初の申出は省き、出産後の申出のみを行ってください。
- ・ ご不明な点がございましたら、経営管理班までご連絡ください。

産前産後休業期間に係る掛金の免除期間は、出産の日(出産の日が予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合にあっては、98日)から出産の日後56日までの間において妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間です。産前産後休業を開始した日の属する月から終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金が免除になります。